

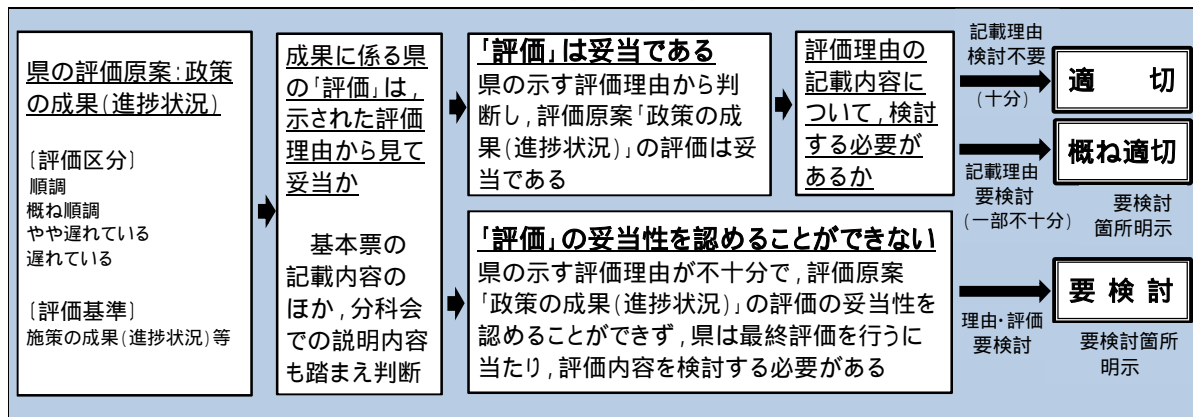
政策評価部会 審議ポイント（案）

～政策評価・施策評価基本票（県の評価原案）について妥当性を判断～

政策評価〔シート名：政策評価シート〕

項目	内容	
政策の成果 (進捗状況)	県の自己評価	各施策の成果の状況等を総括して政策全体としての成果（進捗状況）を評価し、その評価の理由を示すものです。
	審議ポイント	<p>県の評価原案（順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている）は、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当であるか。</p> <p>「適切」、「概ね適切」、「要検討」の3段階で判定し、判定理由を決定します。</p> <p>適 切：県の評価原案について、評価の理由が十分であり、「政策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>概ね適切：県の評価原案について、評価の理由に一部不十分な点が見られるものの、「政策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>要 検 討：県の評価原案について、評価の理由が不十分で、「政策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性を認めることができず、県が最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p>
政策を推進 する上での 課題等と 対応方針	県の自己評価	施策評価で把握した、施策が直面する課題等を総括した上で、政策を推進する上での課題等や改善が必要な事項等を検証し、その内容と次年度の対応方針を示すものです。
	審議ポイント	<p>県が示す「政策を推進する上での課題等と対応方針」は、「政策の成果（進捗状況）」「各施策の課題」等から見て妥当であるか。</p> <p>「適切（県が示す内容が十分で妥当と判断される）」、「概ね適切（内容に一部不十分な点があるものの、概ね妥当と判断される）」、「要検討（内容が不十分で妥当性を認めることができない）」の3段階で判定し、判定理由を決定します。</p>

【参考】判定の流れ：県の評価原案「政策の成果（進捗状況）」の妥当性について判定



施策評価〔シート名：施策評価シート〕

項目	内容
施策の成果 (進捗状況)	<p>県の自己評価</p> <p>「目標指標等の達成状況，県民意識調査結果，社会経済情勢等，事業の実績及び成果から見て，施策に期待される成果を発現させることができたか（「目標とする宮城の姿」に近づいているか）」という視点で，総合的に「施策の成果（進捗状況）」を評価し，その理由を示すものです。</p>
	<p>県の評価原案（順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている）は，「評価の理由（目標指標等の達成状況，県民意識調査結果，社会経済情勢等，事業の実績及び成果）」から見て妥当なものか。</p> <p>審議ポイント</p> <p>「適切」，「概ね適切」，「要検討」の3段階で判定し，判定理由を決定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>適 切：県の評価原案について，評価の理由が十分であり，「施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>概ね適切：県の評価原案について，評価の理由に一部不十分な点が見られるものの，「施策の成果（進捗状況）」の評価は妥当であると判断されるもの</p> <p>要 検 討：県の評価原案について，評価の理由が不十分で，「施策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性を認めることができず，県が最終評価を行うに当たり，評価内容を検討する必要があると判断されるもの</p> </div>
施策を推進する上での課題等と対応方針	<p>県の自己評価</p> <p>「事業構成について」は，施策評価の結果から事業構成の方向性を検証し，その理由を示すものです。</p> <p>「施策を推進する上での課題等」は，施策が直面する課題や，施策評価の過程で把握した改善が必要な事項等を検証し，その内容を示すものです。</p> <p>「次年度の対応方針」は，「事業構成について」，「施策を推進する上での課題等」で整理した事項について対応方針を検討し，その内容を示すものです。</p>
	<p>審議ポイント</p> <p>県が示す「事業構成について - 事業構成の方向性」（現在のまま継続，見直しが必要）は，「方向性の理由」から見て妥当なものか。</p> <p>県が示す「施策を推進する上での課題等」は，「施策の成果（進捗状況）」から見て妥当なものか（「事業構成の方向性」に関する事項は除く）。</p> <p>県が示す「次年度の対応方針」は，「事業構成について - 事業構成の方向性」，「施策を推進する上での課題等」から見て妥当なものか。</p> <p>「適切（県が示す内容が十分で妥当と判断される）」，「概ね適切（内容に一部不十分な点があるものの，概ね妥当と判断される）」，「要検討（内容が不十分で妥当性を認めることができない）」の3段階で判定し，判定理由を決定します。</p>

【参考】判定の流れ：県の評価原案「施策の成果（進捗状況）」の評価の妥当性について判定

